

排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領の改正及び届出について

1. 概要

排雪運搬用ダンプトラックの側板の取扱いについては、北海道特有の積雪・寒冷地の事情として時期的なものであり、過積載運行となる物品積載装置ではなく積載物転落防止、飛散防止装置であるとして、昭和48年から取り扱われております。

側板の寸法については北海道運輸局及び各道路管理者（北海道開発局、北海道、札幌市など）との協議により現在は「側板寸法：右 80cm、左 60cm」とされております。

北海道トラック協会では平成13年度に排雪運搬車の安全な運行、事故防止、過積載運行の防止を図るため、「排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領」を定め、排雪運搬作業を行う運送事業者の皆様には当要領で定める届出をお願いしております。

2. 今年度の主な改正点について ※ 詳細については次ページの要領をご確認ください

- (1) 本要領の対象範囲を公共の排雪運搬作業の他、民間の排雪運搬作業も追加。
- (2) 申請書の添付書類として側板取り付け後の車両写真を追加。
- (3) 排雪運搬作業終了時に側板取り外し後の車両写真の提出を追加。

3. 関係機関との連携について

- (1) 北海道運輸局、北海道警察本部、発注者（北海道開発局、市町村、道路公団等）と連携した上で、排雪以外での側板利用等の違反行為の排除に努める。
- (2) 北海道警察本部に対し本要領によらず運行している排雪運搬車及び排雪以外での側板利用等の違反行為について指導や取り締まりを行うよう依頼。
- (3) 本要領を北海道運輸局及び道路管理者に提出し適正な運用について理解と協力を求める。

4. 届出について

ダンプトラックに側板取り付け排雪運搬作業を行う運送事業者は「ダンプトラック車両の取扱要領（次ページ参照）」に定める申請書を作業開始前までに所属地区トラック協会にご提出ください。

5. 提出先及びお問い合わせ

協会名	住所	電話番号
(一社)札幌地区トラック協会	札幌市東区北 28 条東 1 丁目	011-751-4231
(一社)函館地区トラック協会	函館市西桔梗町 555	0138-49-1777
(一社)室蘭地区トラック協会	室蘭市日の出町 3 丁目 4 番 11 号	0143-44-0993
(一社)旭川地区トラック協会	旭川市流通団地 2 条 4 丁目	0166-48-7244
(一社)十勝地区トラック協会	帯広市西 19 条北 2 丁目 4	0155-36-8575
(一社)釧根地区トラック協会	釧路市鳥取大通 6 丁目 1-4	0154-51-3108
(一社)北見地区トラック協会	北見市光西町 167	0157-24-4833

排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領

公益社団法人 北海道トラック協会

(目的)

第1条 この要領は、貨物自動車運送事業者が排雪運搬作業を行う場合の取扱を定めるものであり、これにより、不正改造の防止、過積載防止などの輸送秩序の遵守及び事故防止を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 北海道運輸局管轄区域内の貨物自動車運送事業者とする。

(対象車両)

第3条 前条の者が所有しており排雪運搬に使用する「土砂等を運搬する大型ダンプ車両」とする。

(構造装置)

第4条 排雪運搬に使用する車両の側板は次の要件に適合しているものとする。

- (1) 側板は雪のこぼれ止め、飛散防止装置であり固定的な装置と認められないものであること。
- (2) 側板の高さは、右 80cm、左 60cm 以内とすること。
- (3) 側板を取付けるために備える取付け金具は総重量 100kg 以下で、対象車両の長さ・幅・高さを超えないもので、かつ、鋭い突起を有するなど、他の交通を妨げるものでないこと。
また、取付け金具を取付けるためのボルトは、容易に取り外せるものであり、溶接及びリベット等恒久的な取付け方法とならないこと。
- (4) 車検の際は、届出された側板取付け期間中であっても構造装置を取り外した状態にすること。

(対象車両の届出)

第5条 本取扱による車両を使用する事業者は、当該年度の排雪運搬事業を開始する前日までに、次の書面等を地区トラック協会長あて（以下「トラック協会」という。）に提出するものとする。なお（2）の写真等にあつては事業開始後5日以内までに提出してよいものとする。また、車両を変更する場合も同様の扱いとする。

- (1) 対象車両の「排雪運搬車両届出書（別紙1）」（以下「届出書」という。） 3部
(トラック協会提出用（正）、運輸支局提出用（正）、申請者用（写）)
- (2) 対象車両の「排雪ダンプトラック写真貼付台紙〔側板取り付け〕（別紙2）」（以下「写真台紙」という。） 2部
(トラック協会提出用（正）、運輸支局提出用（正）)

なお、写真等は撮影された日付が記載されたものであり、次の事項が確認できるものであること。

また、届出書と写真等を別々に提出する場合は、写真等提出時に届出書の写しを添付し、写真等がいつ届出した届出書のものであるか分かるようにすること。

- ① 車両右斜め前面（前面及び右側面）
 - ・ナンバープレートの取り付け
 - ・20トン超表示（対象車のみ）
 - ・側板の高さ（80cm 以内）
 - ・側板あおりの取り付け状況
 - ・サイドバンパーの取り付け

② 車両左斜め後面（後面及び左側面）

- ・側板の高さ（60cm以内）
- ・サイドバンパー、リアバンパー、大型後部反射器、後部反射器及びナンバープレートの取り付け
- ・最大積載量表示、速度抑制装置付表示（義務付け対象外車を除く。）

（届出書等の交付）

第6条 トラック協会は提出された届出書及び第5条の（2）の写真等により、対象車両の荷台が第4条の構造装置に適合することを審査し、適正と認められたときには、届出書3部にトラック協会の確認印を押印し、届出者用1部及び別添の「排雪運搬届出済ステッカー」（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

なお、側板の取付けに先立って届出書の提出が行われた場合にあっては、写真等の提出がなくても、届出書への確認印の押印及び届出者への交付、並びにステッカーの交付が行えるものとする。

この場合、届出者は排雪事業開始5日以内に写真台紙をトラック協会あて提出するものとする。

2. トラック協会は、確認印を押印した届出書のうち運輸支局提出用1部及び写真台紙のうち運輸支局提出用1部を管轄する運輸支局へ速やかに回送するものとする。
3. トラック協会又は運輸支局は、写真台紙等に不備が確認されたときは、届出者へ連絡することとし、届出者は速やかに改善し改善後の写真等を提出しなければならない。
4. ステッカーはフロントガラスに接することなく、前方から見やすいように表示するものとする。

（事業終了時の届出）

第7条 届出者は、側板取付期限が終了した場合又は年度の排雪運搬事業が終了した場合は、速やかに届出車両の側板及び取付け金具を取り外し、次の書面を事業終了後5日以内にトラック協会に提出するものとする。

- (1) 対象車両の「排雪運搬車両届出書（別紙1）」の写し。 2部
（トラック協会提出用（正）、運輸支局提出用（正））
- (2) 対象車両の「排雪ダンプトラック写真貼付台紙〔側板取外し〕（別紙3）」 2部
（トラック協会提出用（正）、運輸支局提出用（正））

なお、写真等は事業終了後5日以内に撮影された日付が記載されたものであり、次の事項が確認できるものであること。

- ① 車両左斜め後面（若しくは右斜め後面）
 - ・ナンバープレートの取り付け
 - ・側板及び取付け金具の取り外し状況

（違反した場合の措置）

第8条 本取扱に違反した事実が判明した場合には、直ちに、届出者に当該車両のステッカー返納を求めるとともに、違反のあった車両の届出書の受理を「1年間」行わないものとする。

（事務経費）

第9条 ステッカーの交付に要する事務経費は、必要に応じ収受できるものとする。

附則 この要領は、平成13年11月 1日 施行
平成14年10月23日 改正
平成25年11月 1日 改正（団体名）
平成29年10月17日 改正

別紙1

排雪運搬車両

届出書
変更届

平成 年 月 日

(一社) 各地区トラック協会長 殿
(運輸支局長 殿)

住 所 _____
会社名 _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____

排雪運搬事業に使用するため、「排雪運搬ダンプトラック車両の取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき以下の大型ダンプトラックに排雪運搬用側板を取付けることとしたので届出します。

また、当該車両の運行にあたっては、過積載運行、側板を取り付けた状態での土砂等の運送をしないこと及び関係法令並びに取扱要領を遵守することを誓約します。

排雪運搬車両届出一覧表

自動車登録番号	側板取付期間	備考	自動車登録番号	側板取付期間	備考
札幌〇〇〇あ〇〇〇〇	H2〇. 〇. 〇〇~H2〇. 〇. 〇〇				

排雪運搬用大型ダンプトラック車両に貼付するステッカー交付に要する事務経費は次によるものとする。

1. 経費は1両 3,000円とする。
2. 北海道トラック協会の会員については経費を収受しないものとする。
3. 経費内訳はステッカー用紙代、印刷経費、送料、事務費、人件費等とする。

会社名 _____

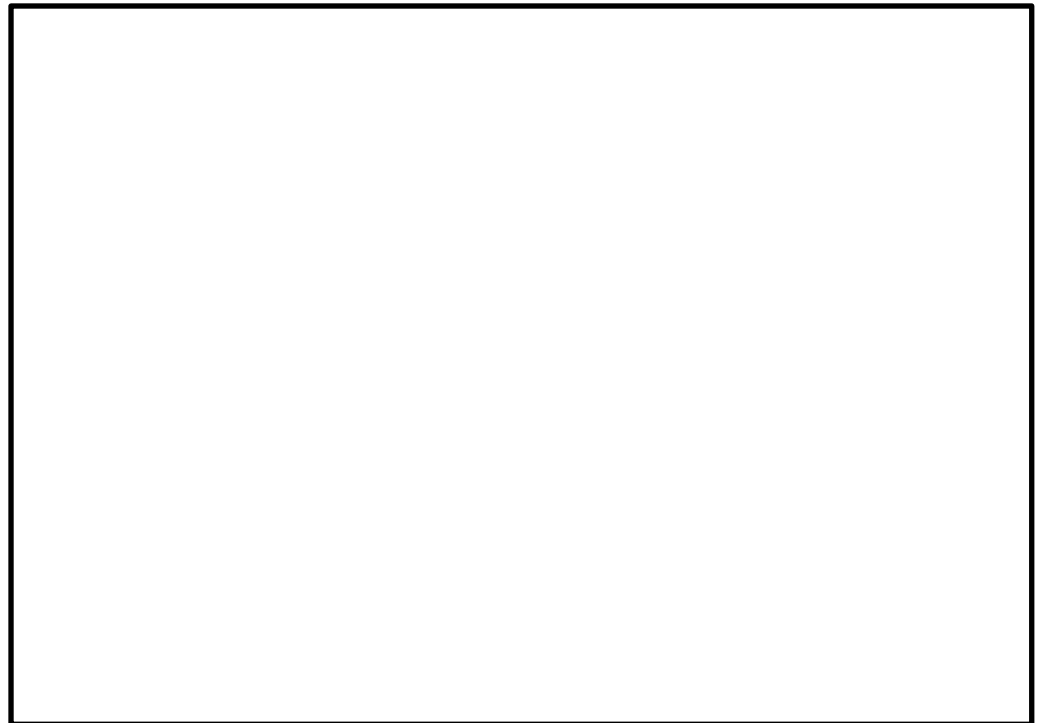
車両No. _____

○ 写真は撮影した日付が記載されたものであること。

① 車両右斜め前面
(前面及び右側面)※ 車両左斜め前面でも可。
但しその際、②の写真は
車両右斜め後面のものとする。

次の事項が確認できること。

- 側板の高さ (80 c m) ※ 側面で側板の高さがゼロ点から明確に確認できるもの
 ナンバープレートの取り付け 20 トン超表示 (対象車両のみ)
 側板あおりの取り付け状況 サイドバンパーの取り付け

② 車両左斜め後面
(後面及び左側面)※ 車両右斜め後面でも可。
但しその際、①の写真は
車両左斜め前面のものとする。

次の事項が確認できること。

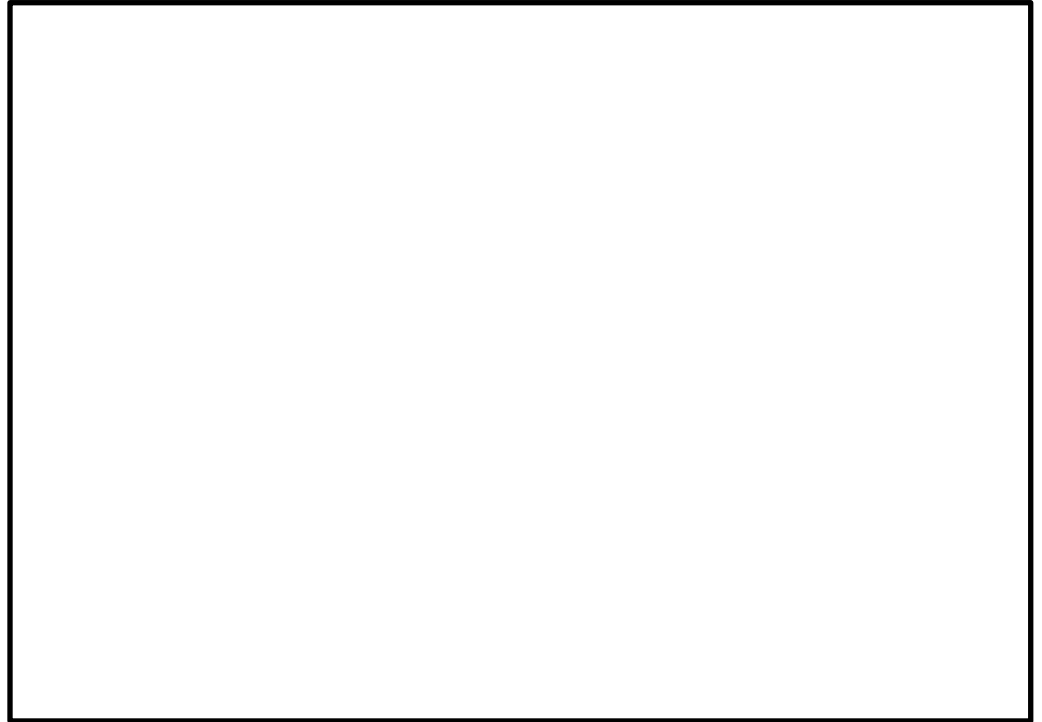
- 側板の高さ (60 c m) ※ 側面で側板の高さがゼロ点から明確に確認できるもの
 リアバンパー 後部反射器 大型後部反射器
 ナンバープレートの取り付け 最大積載量表示
 速度抑制装置付表示 (義務付け対象外車を除く) サイドバンパーの取り付け

会社名 _____

車両No. _____

※ 写真は撮影した日付が記載されたものであること。

- ① 車両左斜め後面
(若しくは右斜め後面)



次の事項が確認できること。

- ナンバープレートの取り付け
- 右側側板及び左側側板並び取付け金具の取外し状況

ステッカー見本 30×13cm



法令順守をお願いします 排雪運搬用ダンプトラック車両の『側板』の取扱い

例年、排雪時の側板を取付けたダンプ車両が土砂等を運搬する違反行為が全道各地で散見されております。

北海道特有の地域性を考慮し特別に認められている措置であり、このまま違法運送が続くような状態では特例措置も廃止となる可能性があります。

つきましては、側板を取付けた際には、違法行為となる運送を行わないよう適切な取扱いをお願いいたします。

なお、排雪運搬車両の側板寸法については、昭和61年に決定され、『右80cm、左60cm』の仕様となっており、北海道トラック協会では平成13年に取扱要領を定め、排雪運搬等にあたり不法改造車の排除、過積載防止など輸送秩序を守り事故防止を図る目的で、『排雪ステッカー』の貼付を励行しておりますので、ご協力をお願いいたします。